

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		受給者証の再発行
根拠法令及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第16条
所管部課係名		総合福祉部障がい者福祉課障がい者支援第1係、障がい者支援第2係
審査基準	関係条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第8項
	基準 (未設定の場合はその理由)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令抜粋 (受給者証の再交付) 第十六条 市町村は、受給者証（法第二十二条第八項に規定する受給者証をいう。）を破り、汚し、又は失った支給決定障害者等から、支給決定の有効期間内において、受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、受給者証を交付しなければならない。  障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律抜粋 第二十二条第八項 市町村は、支給決定を行ったときは、当該支給決定障害者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、支給量その他の厚生労働省令で定める事項を記載した障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）を交付しなければならない。
	参考事項	新座市福祉事務所長事務委任規則第9条第7号
	設定等年月日	令和3年3月1日設定(令和 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	7日(休日を含まない。)
	設定等年月日	令和3年3月1日設定(令和 年 月 日最終変更)

手続の流れ

受給者証の再発行

